

上峰町内における保育施設等の避難情報発令時の対応ガイドライン

1 目的

台風や大雨により避難情報を発令した場合、保育施設等では、園児や保育従事者の生命と身体の安全を守るための迅速な対応が求められる。

このため、上峰町内において、各保育施設等が存在する地区に避難情報発令時の対応について、次のとおりガイドラインを定める。

2 町民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに町民がとるべき行動は次表のとおりである。

乳幼児とその支援者は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動をとるべきとなっている。

警戒レベル	とるべき行動	町からの避難情報
レベル5	既に災害が発生している状態であり、命を守るための最善の行動をとる	緊急安全確保
レベル4	指定緊急避難所への立退き避難を基本とする避難行動をとる 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に非難する	避難指示
レベル3	高齢者等は立退き避難をする その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する	高齢者等避難
レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する	(洪水・大雨注意報)
レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報（警報級の可能性）

※上峰町避難勧告等の発令基準より抜粋

3 避難情報発令時の対応

2の表を踏まえ、【警戒レベル3】、【警戒レベル4】及び【警戒レベル5】が発令された場合の発令対象地区内にあるすべての保育施設等（保育認定の部分に限る）の対応を次のとおりとする。

(1) 開園時間までに発令された場合

警戒レベル（避難情報等）	保育施設等の対応
レベル5（緊急安全確保）	当該日は休園とする
レベル4（避難指示）	保護者へ休園の旨の連絡に努める
レベル3（高齢者等避難）	原則、開園 利用する保護者には、今後警戒レベルが引き上げられた場合の避難場所や対応を周知する

(2) 開園時間中に発令された場合

警戒レベル（避難情報等）	保育施設等の対応
レベル5（緊急安全確保）	あらかじめ保護者へ周知していた避難場所へ園児を速やかに避難させる
レベル4（避難指示）	保護者へ安全を確保しつつ、できるだけ
レベル3（高齢者等避難）	速やかなお迎えの依頼の連絡をするように努める

(3) 避難情報発令が解除された場合

警戒レベル（避難情報等）	保育施設等の対応
午前6時までに解除	開園（開園時間及び給食の有無は園の判断による）
午前6時から開園時間までに解除	原則、開園（開園時間及び給食の有無は園の判断による） ただし、施設内保育が困難と判断される場合は休園とする

4 保護者及び施設職員への周知

- ・町は、ホームページ等で当該ガイドラインの保護者へ周知を行う。
- ・保育施設は、入園児のしおり、園だより、メール配信等で適宜、周知に努めるものとする。
- ・保育施設は、緊急時の避難場所、避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。